

第2回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月26日（水）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔	15	今村 昭仁
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第40号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第3	議案第41号	農地法第5条の規定による許可について
日程第4	議案第42号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買い入れ協議の要請について
日程第5	議案第43号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後2時17分

8. 会議の概要

議長	ただ今の出席委員は18名であります。 定足数に達しておりますので、第2回大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、3番猪飼敬司委員、4番吉田洋一委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
吉田局長	(議案に基づき業務報告を説明) 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 質疑ありませんか。 はい、原口委員
原口委員	3番目の8月4日、十勝農委連の総会では、副会長は変わったのでしょうか
吉田局長	副会長2名については、変わりました。 のち程、名簿をお渡しします。
議長	次に日程第2、議案第40号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。 本件につきましては、大樹町の農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答するものであります。 提案説明を求めます。
吉田局長	議案第40号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての提案説明申し上げます。 農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律に、その定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。

	また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっています。 協議期間中は、農業施設用地への変更も含めて、以降の申請については、許可日が、計画変更後となります。 許可に要する日数は、農業委員会の意見提出後、約1ヶ月半程度、制度上、必要となっております。 今回ご審議頂きます農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出については、1件でございます。 申請内容は、農用地区域からの除外が1件でございます。 その計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。
議長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
高橋主査	(議案に基づき番号1番を説明) 以上で説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。 次に、調査班より調査報告を求めます。 第2班・班長、富倉浩之委員から報告願います。
富倉委員	従業員住宅の建設の案件で、外国人研修生のための住居を建設したいと伺っております。 申請地は拠点の近くであり、当該地に建設することで農作業の効率化や従業員の営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外について支障はないと班では判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)

	質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第40号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を採決いたします。 異議のない旨、大樹町に回答する事で、ご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。 日程第3、議案第41号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。 提案説明を求めます。
吉田局長	議案第41号、農地法第5条の規定による許可について、提案説明を申し上げます。 農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。 転用者と転用する土地の所有者が同一の場合は、農地法第4条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第4条の規定による許可を受けることになります。 また、今回のように転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることになります。 今回ご審議頂きます農地法第5条の規定による許可については、1件でございます。 内容は、砂利採取による一時転用が1件でございます。 その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。

議長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
高橋主査	(議案に基づき番号 1 番を説明) チェックリストがありますが、転用基準の立地基準では、農業振興地域整備計画において農用地となっておりますが、申請期間が 1 年以内の一時転用であるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと思われます。 許可理由は、農地法施行令第 11 条第 1 項 1 号の規定による転用となります。 砂利採取の案件では、隣接する地権者に同意書をいただくこととしておりますが、本申請地は内地番での転用であり、当事者以外の隣接者がいないことから同意書はいただいております。 配置図等につきましては、チェックリスト以降に添付しておりますので、ご参照願います。 この件につきまして、農業施設以外への転用案件であることから、面積に関わらず北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件になります。 なお、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請どおり農地として復元されているか確認いたします。 最後に、本案件につきましては、現地調査を今月 17 日に、第 2 班 富倉班長以下委員 4 名により実施しております。 以上で、説明を終わります。
議長	次に、調査班より調査報告を求めます。 第 2 班 班長、富倉浩之委員から報告願います。
富倉委員	本案件は砂利採取のために農地を一時転用するものです。 現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

	はい、原口委員
原口委員	さき程、事務局からは、隣接地はないと言っておりましたが、上の公社の所有地になっているところ、これも(氏 名)さんなののでしょうか。 それと搬路は、隣の31号を通るのか。 もう1点、今までも5m掘削していたが、今も図面を見たところ5m位掘るが表土は、埋戻しの土は、どこから持って来るのかをお聞きしたい。
議長	3点につきまして事務局説明願います。
吉田局長	土地の所有者については、改めて、確認させていただきたいと思います。 搬出量の説明でございます。 計画上は、31号ではなく、445番地と446番地の間に農作業道がありまして、そこを使う計画があります。 31号は、経由しないで、農作業道を使って砂利の運搬をする計画になってございます。 計画上は、隣の農地との間に砂利採取法の安全エリアを設けていまして、なおかつ2mあくということで、現地確認した際には、隣の土地には、影響がないところで採取できるのを確認しております。 砂利の埋戻しについては、土砂の持って来るところは、忠類の地番のところから埋戻し必要な相当分を持って来る計画が出ております。 以上です。
議長	原口委員よろしいでしょうか。
原口委員	同意書は、必ずもらってください。（隣接者）
議長	他に質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

	これより議案第41号、農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。 なお、本案件は、北海道農業会議に意見照会し、回答を受けたのち、許可することとし、許可相当とします。許可する事で、ご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第42号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての件を議題といたします。 提案説明を求めます。
吉田局長	議案第42号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての提案説明を申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農用地の所有者からの所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは市町村の長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。 8月19日に標記の農地について、地域に取得希望の農業者がおり、あっせん会議を開催しましたが、面積が大きく、あっせん売買価格が高額になることから、買い手となる農業者から、購入資金を準備し、5年後に取得したい旨の意向もあり、最終的には、北海道農業公社が一時的に取得する合理化事業で進めることとし、事業の手続き上、改めて8月21日に農地利用調整会議開催し、農業委員会において、大樹町から農業公社への買入協議について、要請する旨総会にお諮りすることを確認した形式としているところであります。 今回ご審議頂きます案件は1件でございます。 以上につきまして、申請内容の可否について審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
議長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。

高橋主査	(議案に基づき番号 1 番を説明) なお、次ページには、位置図を添付してありますのでご覧ください。 以上で提案説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第42号農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買い入れ協議の要請についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第 5、議案第43号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。 提案説明を求めます。
吉田局長	議案第43号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。 農用地利用集積計画は、農業委員会等による農地利用調整の結果を取りまとめて、市町村が作成するものとされております。 ほとんどの自治体では、農業委員会が町から事務委任を受けており、集積計画の作成の事務は、農業委員会でおこなっております。 当町も同じく同様でございます。 農地の貸し手と借り手、もしくは農地の売り手と買い手で対象となる農地の地番や面積、賃料や賃借期間、所有権移転の場合は、売買価格などを計画に定めて公告することで、契約書の代わりとなり、農地法 3 条の許可を受けることなく利用権設定や所有権移転などの効果が発生するものです。 農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。

	今回ご審議頂きます案件は1件でございます。 内容は、更新の賃貸借1件でございます。 以上につきまして、申請内容の可否について審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。
議長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
高橋主査	(議案に基づき番号1番を説明) 別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。 なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。 以上で説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。 本案は、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。

吉田局長	次回の総会につきましては、9月28日月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	以上をもって、第2回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。